

第1報告 古山夕城（明治大学准教授）

Yugi FURUYAMA (Associate Professor, Meiji University)

「アルカイック期クレタにおけるギリシア碑文の『暗黒』と『空白』」

'The "Dark" and "Blank" of Greek Epigraphy in Archaic Crete.'

アルカイック期のクレタに、非常に多くの法碑文が存在したことはよく知られているが、同時期の私的領域分野に関わる銘文もわずかながら発見されている。現存する法碑文に関しては、限られたポリスにしか存在が報告されておらず、またゴルテュンを除き古典期に入るとほとんど出現しなくなる。他方で、私的銘文は種々の社会コンテキストで存在するが、その出土は散発的かつ断片的で、また場所により特定の傾向が顕著に見られ、かつ古典期には激減する。本報告では、法碑文と私的銘文の出現の状況を半世紀ごとの出現数と出現場所に分類整理し、まず碑文・銘文の編年と出現の特徴的様相を観察し、次いでその状況の検証作業を通して、この時期のギリシア語碑文がもつ特徴を確認する。そして、クレタのポリスにおける文字化された言葉の受容のあり方を考察し、可能であれば法の社会化についても推論を試みたい。

第2報告 田中咲子（新潟大学准教授）

Emiko TANAKA (Associate Professor, Niigata University)

「『芸術家』としての陶画家—アスリート図像を中心に—」

'Greek vase painters as the 'artist' --- with a focus on the depiction of athletes'

昨今のギリシア美術史研究では、彫刻や陶器画の図像を当時の心性の発露として見做す場合が多い。当時は「彫刻家」ではなくむしろ石工、「画家」は画工、つまり芸術家ではなく職人であるとして、石工や画工ごとのスタイルの相違はさておき、主題選択においては作り手の意思が論じられることは多くない。特に陶器画に関しては、顧客層の好みを具現化したものであると我々は捉えがちである。確かに当時は厳密な意味での芸術は存在せず、従って芸術家もいなかった。また、例えば墓碑浮彫りの場合は、注文主の意向が図像選択において主導的となるジャンルだったといえよう。しかし、作品一点の単価が他のジャンルと比べて安く、顧客側も複数点を所有するのが前提であった陶器においては、逆に画工はより自由に主題を選び、描いたことが想定できる。作品を通じて、画工たちが自らの好みや思想を社会に積極的に発信していた可能性が十分に考えられる。今回の発表では、前6~5世紀にかけて陶器画に描かれたアスリ

一ト表現を中心に、その実例と思われる事例を検討したい。

第3報告 栗原麻子（大阪大学教授）

Asako KURIHARA (Professor, Osaka University)

「石そのものの力 古典期アテナイにおける書かれた法の有効性をめぐって」

'The Effect of Written Law as Object'

なぜ法は書かれたのか。なぜ石に刻まれたのか。前4世紀の弁論家アポドロスは、かすれて読みにくく、年に一度の開陳のときにのみ人目に触れる、ディオニュソスとの聖婚規定に言及している。この事例は、規定が刻まれた石柱が、文字による情報の公開にとどまらない、象徴的な意味を有していたことを示している。本報告では、法を石に刻むということが、どのような効果を期待されていたのかを、2つの事例にもとづいて検討する。前4世紀末アテナイにおいては、2度の寡頭制革命とその後の民主制回復時に、法の廃止と再編がおこなわれた。また、ケオス島のイウリスにおける内乱と、その後の和解協定についてのアテナイの決議碑文は、石に刻まれた協定文書が破壊され、再刻されたことを伝えている。これらの事例は、石に刻まれた文字が、法そのものの有効性と関連付けられていたことを示唆している。

第4報告 木曾明子（大阪大学名誉教授）

Akiko KISO (Professor Emerita, Osaka University)

「『嘘』の効用—デモステネスの修辞技法—」

'The use of deceit—Demosthenes' rhetoric—'

アッティカ弁論の作者が、勝訴を目指してあらゆる言葉の技を駆使したことは広く知られる。一回聴くだけの裁判員の判定を見越した議論構築（リュシアスについて *Plut. Mor.* 504C）から、一部分を伏せた法文の引用（*Dem.* 23.86）、出来事の時間的順序の入れ替え（*Dem.* 19.44）、海上貸付と不動産取引など異種の契約をごちゃまぜにした金利計算（*Dem.* 34.23）、動詞の活用を利用した語義のすり替え（*Dem.* 38.14）、そしておおげさな誇張や歪曲（*Aes.* 3.148）まで……。 「嘘」とも「レトリック」とも呼ばれるこれらの事例は、どこまでが「嘘」で、どこまで有効なのか。

前346年の区民名簿再点検事業において、市民権否認票決を受けたハリムス区民エウクシテオスが、不服を申し立てて民衆法廷に上訴（エペシス）した『エウブリデスに向けた上訴抗弁（第57弁論）』を例に、デモステネスの修辞技法を瞥見する。